その他告示

○法務省告示第三十八号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年五月一日

法務大臣　平口　洋

東京法務局所属　青沼　潔
前橋地方法務局所属　干川　亜紀
静岡地方法務局所属　池邊　光彦
長野地方法務局所属　五社　浩幸
名古屋法務局所属　後藤　知宏
高松法務局所属　大久保健司

○法務省告示第三十九号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、認証紛争解決事業者の住所の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

令和八年五月一日

法務大臣　平口　洋

認証紛争解決事業者の名称
株式会社チャイルドサポート
変更前の住所
東京都中央区銀座一丁目二二番一一号銀座大竹ビジデンス二階
変更後の住所
東京都中央区日本橋本町三丁目三番六号ワカ末ビル七階
変更年月日
令和八年一月二十日

○外務省告示第百六十三号

令和八年二月二十日にナイロビで、イラン・イスラム共和国における主要医療施設の災害に対する強靭性強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　主要医療施設の災害に対する強靭性強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億千万円
3　署名者
日　本　側　松浦博司在ナイロビ国際機関日本政府代表部大使
国際連合側　アナクラウディア・ロスバッハ国際連合人間居住計画事務局長

○外務省告示第百六十四号

令和八年三月十一日にジュネーブで、イエメン共和国におけるマアリブ県における国内避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　マアリブ県における国内避難民及びホストコミュニティのための生活環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　八億四千万円
3　署名者
日　本　側　石井良実在ジュネーブ国際機関日本政府代表部臨時代理大使
国際移住機関側　キム＝トバイアス・エリング戦略・対外エンゲージメント上席部長

○外務省告示第百六十五号

令和八年二月六日にマプトで、ナカラ市における砂防・排水施設建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　援助の目的及び内容　ナカラ市における砂防・排水施設建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十三億六千三百万円
3　贈与の供与期限　令和十四年十二月三十一日
4　署名者
日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使
モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第百六十六号

令和八年二月六日にマプトで、マプト中央病院新生児棟建設計画のための贈与に関する令和四年九月八日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　内容　贈与の限度額を「三十二億四千万円」に改める。
2　署名者
日　本　側　濵田圭司在モザンビーク大使
モザンビーク側　マリア・マヌエラ・ドス・サントス・ルーカス外務協力大臣

○外務省告示第百六十七号

令和八年二月十二日にカンパラで、ウガンダ共和国における橋梁（りょう）改修及び橋梁（りょう）維持管理システム・デジタル化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合プロジェクト・サービス機関との間に行われた。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

1　協力の目的及び内容　橋梁（りょう）改修及び橋梁（りょう）維持管理システム・デジタル化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　九億八千五百万円
3　署名者
日　本　側　吉田憲正在ウガンダ大使館参事官
国際連合プロジェクト・サービス機関側　ライナー・フラウエンフェルド東・南アフリカマルチカントリーオフィス所長

○農林水産省告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　城内　実

○農林水産省告示第六百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県石巻市渡波字大森一九の二（国有林）
二　保安林として指定された目的　魚つき
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県総社市宍粟字北高山一の一四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二の五・二の六（以上二筆国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備えおいて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県周智郡森町三倉字西谷三四四五の二（次の図に示す部分に限る。）、三四四九の九、三四四九の一六、三四四九の一七
二　保安林として指定された目的　水源の涵（かん）養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県庁及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県浜松市天竜区水窪町奥領家五三六三の九・五三六三の一三・五三六三の一七・五三六四の一四・五三六四の二〇・五三六四の二一・五三六四の二三・五三六四の二四（以上八筆国有林）、五三六三の一〇、五三六三の一四、五三六四の三〇、五三六四の三四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第六百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年五月一日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　金子　恭之